

農業用施設整備事業補助基準

◇ 土地改良事業関係

(1) 農業用施設整備原材料支給事業

対 象 事 業	採 択 基 準	備 考
○ 受益者において施行する簡易な農業用施設整備事業について、工事に必要な原材料(生コンクリート、コンクリート二次製品、石材等)を支給する。	① 受益戸数2戸以上かつ個人的でないもの ② 1箇所1万円以上 50 万円程度までの原材料	○農道の敷砂利については、左記基準②の下限金額にかかわらず1m ³ 以上支給

(2) 農業用施設整備事業

(ア) 一般農業土木事業

対 象 事 業	採 択 基 準	受益者割合	備 考
○ 農道、農業用排水施設の整備(新設、改良及び修繕)工事	① 受益戸数2戸以上かつ個人的でないもの ② 1箇所の工事費が 40 万円以上 200 万円以下(農道舗装工事については 300 万円以下)のもの ③ 事業に必要な用地が確保されていること(農地費は無償とする。ただし国補事業により実施する場合は、この限りでない) ④ 農道舗装工事にあつては、その路線の有効幅員が 2.5m以上のもの	20 %	○ 1箇所の工事費が 200 万円を超えるものについては、県単補助事業または国庫補助事業による施行を検討する。

(イ) 小規模農業土木事業 (補助金交付事業)

対 象 事 業	採 択 基 準	補助率	備 考
○ 小規模な農道、農業用排水施設の整備(新設、改良及び修繕)工事を受益者自らの発注により実施するもの。ただし、通常の維持管理にかかる用排水路の土砂撤去等の工事は対象としない。(災害に起因するものを除く)	① 受益戸数2戸以上かつ個人的でないもの ② 1箇所の工事費が 10 万円以上(災害に起因するものについては 5 万円以上)200 万円未満のもの ③ 事業に必要な用地が確保されていること(用地費は補助対象に含めない)	80 %	○事業費の 80%以内(農道の場合は事業費の 100%以内。事業費が 40 万円を超えるものについては対象事業費は 40 万円を上限とする。)

(ウ) 農地等整備事業 (補助金交付事業)

対 象 事 業	採 択 基 準	補助率	備 考
○ 農地等個人的施設の改良、修繕工事で、災害復旧事業の対象外の工事及び耕作不良地の改善を図るための工事を受益者自らの発注により実施するもの	○ 工事費が 10 万円以上 200 万円以下のもの	30 %	

※ 申請者名は、自治会長、農家組合長、土地改良区理事長、水利組合長名など(個人施設の場合は、個人及び自治会長連名)でお願いします。

詳細につきましては、いなべ市役所農林整備課(86-7773)までお問い合わせください。